

滋賀県公安委員会告示 第 15 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 5 日

滋賀県公安委員会委員長 北村 嘉英

- 1 聴聞の期日 令和 8 年 2 月 18 日
- 2 聴聞の場所 滋賀県大津市打出浜1番10号  
滋賀県警察本部 聴聞会場